

## (仮称) 指宿市パートナーシップ宣誓制度の考え方について

### 1 趣旨

本制度は、「第二次指宿市総合振興計画」及び「指宿市人権教育・啓発基本計画」の基本的考えでもある、『市民一人ひとりが人権の主体者であり、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」』の実現に寄与することを目的とする。

### 2 概要

- (1) 既存の婚姻制度を利用できない同性同士のカップルや様々な事情により婚姻を結ばない同性以外のカップルが、宣誓に必要な書類を市に提出する。
- (2) 市は、宣誓要件を満たしていることを確認し、宣誓書を受領した後、受領証を発行する。

### 3 用語の定義

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に責任を持って協力し合う二者の関係。
- (2) 宣誓 パートナーシップ関係にある二者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

### 4 宣誓対象者の要件

次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 成年であること。
- (2) 少なくともいずれか一方が、市内に住所を有すること。(原則14日以内に転入する者も含む。)
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする者以外にパートナーがいないこと。
- (4) 近親者でないこと。(直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族ではない。)  
ただし、パートナーシップに基づき、養子縁組をしている又はしていたことにより近親者となった場合を除く。

## 5 宣誓方法

宣誓者は、原則宣誓希望日7日前までに事前に予約をする。

宣誓当日は、宣誓者双方が揃って、市職員の前で宣誓書に自署し、必要書類とともに提出する。

## 6 宣誓に必要な書類

- (1) 住民票の写し等の市内に住所を有することを証明する書類
- (2) 戸籍抄本等の独身であることを証明する書類
- (3) 運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類
- (4) 宣誓書及び受領証に通称名を使用する場合は、通称名を日常使用していることが分かる書類

## 7 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領カード

## 8 受領証等の返還について

以下の要件のいずれかに該当した場合は、受領証等を、担当窓口へ返還する。

- (1) パートナーシップの関係を解消した場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 宣誓要件を満たさなくなった場合（双方が市外に転出等）

## 9 担当窓口

指宿市役所 総務部 健幸・協働のまちづくり課 協働推進係

# パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が、人生のパートナーとして相互に協力し合い、これからの人生をともに歩まれるご多幸を願います。

年 月 日

指宿市長 ○○ ○○ 印

(裏)

この宣誓書受領証を提示された方へ

指宿市は、市民一人ひとりが人権の主体者であることから、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」の実現を目指しております。

この受領証は、指宿市が発行し、宣誓者のお二人を、人生のパートナーとして認め合っており、相互に責任をもって協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていると証するものです。この受領証の提示を受けた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

緊急連絡先（自由記載）

宣誓者名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
戸籍名 (通称名を使用の場合)		

※個人情報になりますので、十分に宣誓書受領者と協議し、慎重に取り扱ってください。

発行 指宿市 総務部 健幸・協働のまちづくり課 0993(22)2111

パートナーシップ宣誓書受領カード

宣誓日 年 月 日

【本人】

【パートナー】

ここにお二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

お二人が、人生のパートナーとして相互に協力し合い、これからの人生をともに歩まれるご多幸を願います。

年 月 日

指宿市長 ○○ ○○ 印

(裏)

この宣誓書受領カードを提示された方へ

この受領カードは、指宿市が発行し、宣誓者のお二人を、人生のパートナーとして認め合っており、相互に責任をもって協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていると証するものです。この受領カードの提示を受けた方は、その趣旨を十分ご理解くださいようお願いいたします。

特記事項

緊急連絡先（自由記載欄）

発行 指宿市総務部健幸・協働のまちづくり課 0993(22)2111